

覚醒剤を撲滅しよう！ 人間やめますか シャブやめますか???

大阪府下検挙数=2,881、あいりん地区内検挙数=493

覚醒剤・大麻取り締まり検挙数の17%があいりん地区内！

1月20日の朝日・読売・毎日の朝刊に、「あいりん地区」の覚醒剤取り締まりの年間報告が掲載されています。読売が数字豊富で、下の表はおおむねそれから作成したものです。

大阪府警察本部のホームページによると、昨年一年間に覚醒剤・大麻取り締まり違反で検挙したのが281件だということです。新聞報道によれば、そのうちの17%（493人）があいりん地区内での検挙とこの数字、多いような、少ないような・・・他地区の数字がないので比較しようがありませんが、もともとじめにやれば、もう少し数字は多くなるような気がします。

あいりん地区内で検挙されたから、あいりん地区内居住の人間ばかりかというところでもなく、153人は大阪府外からきていたと言っています。

あいりん地区内 検挙者内訳	
客	449人
密売人	44人
合計	493人
あいりん地区内 検挙者居住地	
大阪府内	340人
大阪府下	153人
合計	493人
あいりん地区内 検挙者年代別	
50歳代	82人
40歳代	150人
30歳代	143人
20歳代	48人
小計	423人
上記以外 20歳未満 60歳以上	70人
合計	493人

覚醒剤取締法違反 大麻取締法違反 検挙数			
大阪府下	2,881		
あいりん地区内	493		
あいりん割合	17.1%		
あいりん地区内 検挙者年職業別			
無職	299人		
会社員	28人		
工員	28人		
小計	355人		
その他不明	138人		
合計	493人		
あいりん地区内 検挙者性別			
男	477人		
女	16人		
あいりん地区内 検挙者再初別			
	再犯	初犯	
客	221人	228人	
密売人	13人	31人	
合計	234人	259人	
あいりん地区内 検挙者生保別			
	総数	生保	生保%
客	449人	137人	31%
密売人	44人	8人	18%
計	493人	145人	29%

「大阪府内」の中で大阪市以外の数字はわかりませんが、検挙者の中に、生活保護受給者が含まれているとされています。生保受給者も、大阪市以外で受給している人が含まれているようです。

ようするに、販売拠点があるから検挙者が多いということを示しているに過ぎません。これは警察の怠慢です。生保云々は問題のすり替えです。買うな、売らせるな、覚醒剤！これは生保と関係なく全市民の課題！

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）ということになります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。